

# 令和6年度 認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金 申請要項

## 1. 支援金概要

認可外保育施設において光熱費・食材料費等の高騰による利用者負担の増加を抑制し、継続的・安定的な運営を図るため、認可外保育施設に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

①対象事業者：児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設（居宅訪問型及び奈良市所在の施設を除く）であって、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある施設

※食材料費の支援を申請する施設については、上記に加えて次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 給食等について、実費徴収している施設
- (2) 令和6年度において物価上昇に起因する給食費への価格転嫁を行わない施設
- (3) 既に価格転嫁を行った施設にあっては、価格転嫁相当分を利用者に返金した施設

②支援金額　：光熱費　　定員一人あたり 3,500 円  
食材料費　在籍児童人数一人あたり 14,000 円

※1 「定員」とは、令和6年9月1日以前に開設した施設にあっては9月1日時点における定員を、9月2日以降に開設した施設にあっては開設時点における定員をいう。

※2 「在籍児童人数」とは、令和6年4月から9月までの月初人数の平均（小数点以下切捨て）をいう。ただし、価格転嫁相当分を利用者に返金する施設にあっては、令和6年4月から9月の月初人数の平均（小数点以下切捨て）と返金を行った児童人数の少ない方の数をいう。

※3 令和6年4月2日以降に開設した施設にあっては、上記単価を1.2で除し、令和6年度における運営期間の月数（1ヶ月未満の端数切捨て）を乗じた金額を単価として支援金の額を算出する。ただし、算出された支援金の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 2. 申請に必要な書類について

下記書類に必要な事項を記入のうえ、4. 提出方法により提出してください。

- ①認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- ②宣誓書兼同意書（第2号様式）
- ③食材料費にかかる在籍児童数算出シート ※食材料費にかかる支援金を申請する場合のみ
- ④ ①に係る人数及び物価上昇に起因する給食費への価格転嫁をしていないこと、または、価格転嫁相当分を返金したことが分かる根拠資料

## 3. 申請に必要な書類の入手方法

奈良県こども保育課のホームページ（下記 URL）からダウンロードしてください。

○こども保育課 HP：<https://www.pref.nara.jp/64013.htm>

## 4. 提出方法

### 原則、電子メールにより提出

【提出先メールアドレス】 [hagukumi@office.pref.nara.lg.jp](mailto:hagukumi@office.pref.nara.lg.jp)

電子メールによる提出が困難な場合のみ、下記宛先へ郵送してください。

【郵送宛先】 〒630-8581 奈良市登大路町30番地

奈良県 こども保育課 保育施設係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請者側でご負担ください。

## 5. 受付期限

令和7年1月17日（金） 17:00 [必着]

## 6. 支援金の交付決定及び請求

申請書類の確認の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたしますので、その後、速やかに支援金請求書（第3号様式）を提出してください。

なお、申請書類の確認の結果、本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。

※郵送で提出された場合、申請書類の返却はいたしません。

## 7. 支援金の返還

支援金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段により支援金を受領した場合、申請者は支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

また、支援金の返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

## 8. お問い合わせ先

0742-27-8604（奈良県 こども保育課 保育施設係）